

7川こ保1第949号  
令和7年10月21日

市内民間保育所御担当者様

川崎市こども未来局  
保育・幼児教育部保育第1課長

### 令和7年度1歳児配置改善加算の認定について（通知）

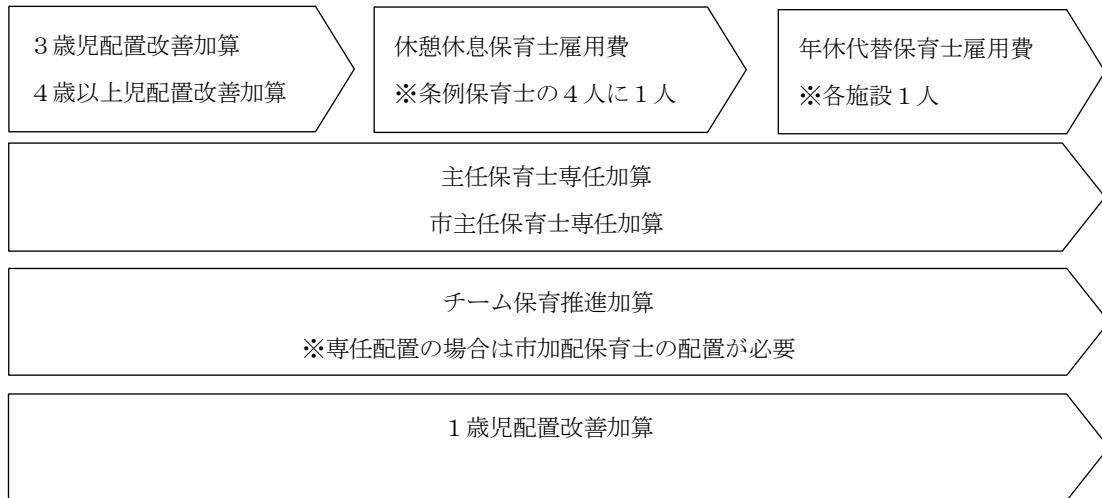
日頃から本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、標記の件に関する申請方法や申請期限等について、以下のとおりとしますので御確認  
及び御対応をお願いします。

#### 1. 1歳児配置改善加算の取得要件について

保育所において年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を5人につき1人により実施し、以下のi～iiiの要件を満たす場合には、子供のための教育・保育給付費のおける1歳児配置改善加算の対象となります。

- i 処遇改善等加算区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
  - ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。
    - ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能
    - ② 保育に係る計画・記録に関する機能<sup>(注)</sup>
      - (注) 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること
    - ③ 保護者との連絡に関する機能<sup>(注)</sup>
      - (注) ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く
    - ④ キャッシュレス決済に関する機能
  - iii 職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であること。
- ※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとしますが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用するようお願いいたします。

### 《加算の優先順位のイメージ》



「1歳児配置改善加算」の優先順位について、現状において加算要件に一定の不確定要素が含まれるため、必ずしも休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費に優先されることとはいたしませんが、将来的には「1歳児配置改善加算」の要件緩和や加算適用施設の増加等で取り扱いを変更する可能性がございます。また、加算の趣旨に鑑み、加算の適用が可能な場合は可能な限り体制整備等を行った上で加算を取得してください。

## 2. 申請書類

- (1) 令和7年度1歳児配置改善加算認定申請書
- (2) 加算適用開始年月の雇用状況報告書
- (3) 1歳児配置改善加算認定申請に伴うICT機器活用申出書
- (4) ICT機器の活用がわかる書類(ICT機器に関する仕様書、契約書、明細書等)  
※(4)については、令和5年以前に川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金を活用し、ICT機器を導入した場合は提出不要です  
※令和7年度中に職員の平均経験年数が10年を超える場合、加算の対象となった施設については必要書類が異なります。該当する施設は保育第1課まで御相談下さい。

申請書類等がお手元にない場合は、下記「令和7年度民間保育所予算事務説明会」ページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175160.html>

### **3. 申請方法**

オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）で申請をお願いします。メール及び郵送による申請は原則認められませんので御注意ください。

なお、提出いただく認定申請書は「〇〇園」の〇〇部分を園名に修正いただき、エクセルフайлのまま御提出ください。※申請書毎にPDFに変換する等の対応は不要です。

**【申請フォームURL】** ※以下のリンクをクリックしてください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/d2f8df67-c85b-41f3-b8f0-468927dddf2c/start>

### **4. 申請期限**

令和7年11月4日（火）

### **5. 申請にあたっての留意点**

本事業の審査については、こども未来局保育・幼児教育部保育第1課が行います。御提出いただいた書類に不備等がありましたら、こども未来局保育・幼児教育部第1課から修正依頼等がありますので御了承ください。

(こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当)

電話番号 044-200-1138

FAX 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp